地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府
地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号。以下「施行規程」という。）の一部を次のように改正する。
自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第三章　略］ 第四章　給付 ［第一節　略］ 第二節　短期給付（第百四条―第百十九条の五） ［第三節　略］ 第四章の二　福祉事業（第百六十二条の二―第百六十二条の四） 第四章の三　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の五・第百六十二条の六） ［第五章・第六章　略］ 附則 （傷病手当金） **第百十三条**　法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。 ［一～十二　略］ 十三　同一の傷病に関し、法第六十八条第十一項に規定する休業補償等の支給を受け、又は受けようとする場合においては、その旨 ［2　略］ ［削る］ （実施機関による届書等の受理、送付等） **第百二十六条**　［略］ 2　実施機関は、前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、組合にこれを送付し、又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百六十二条の二及び第百六十二条の四第二項において同じ。）により送らなければならない。 ［3・4　略］	目次 ［第一章～第三章　同上］ 第四章　給付 ［第一節　同上］ 第二節　短期給付（第百四条―第百十九条の六） ［第三節　同上］ 第四章の二　実施機関積立金及び退職等年金給付組合積立金等の管理及び運用（第百六十二条の二・第百六十二条の三） ［第五章・第六章　同上］ 附則 （傷病手当金） **第百十三条**　法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。 ［一～十二　同上］ ［新設］ ［2　同上］ （療養の給付等に関する記録の提供） **第百十九条の六**　組合は、法第百十二条第一項第一号に規定する組合員等の求めに応じ、当該組合員等の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該組合員等に対し、当該組合が保有する当該組合員等が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。第百二十六条第二項において同じ。）により提供することができる。 （実施機関による届書等の受理、送付等） **第百二十六条**　［同上］ 2　実施機関は、前項の規定により請求書等を受理したときは、必要な審査を行い、組合にこれを送付し、又は電磁的方法により送らなければならない。 ［3・4　同上］